

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告
昭和二十九年年度鳥取土木出張所ほか八箇所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第二百二十八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年年度に係る各土木出張所、幡郷県管発電所、境港務所、東部港湾修築事務所並びに鳥取火災復興事務所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十年九月三十日

鳥取県監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 近藤傳一

同 大西節夫
監査箇所 執行年月日

郡家土木出張所

昭和三十年七月五日
七日

根雨土木出張所

同 年七月十三日

幡郷県管発電所

同 年七月十三日

境港務所

同

米子土木出張所

同 年七月十四日

倉吉土木出張所

同 年七月十九日

鳥取土木出張所

同 年七月二十五日

東部港湾修築事務所

同 年七月二十七日

鳥取火災復興事務所

同 年七月二十九日

監査概評

昭和二十九年年度に係る各土木出張所、港務所、港湾修築事務所及び鳥取火災復興事務所並びに県管発電所の監査

に当つては各種事業の執行面に重点を置き工事の施工状況及び道路、橋梁、河川、港湾等の維持管理の状況について実施した。特に本年度は県財政の事情により一億四千二百余万円という巨額の土木事業費を翌年度繰越措置しているが、総体的に見て予算の不執行額が土木費において、特に多額であり予算額十億余万円に対し、決算額は八億余万円に差引二億余万円の不執行となつてゐる。更に三月の予算更正減額二億余万円を加算すれば、当初予算に比し実に四億余万円の予算不執行とも言い得る状態である。これは不確定な特定財源を余りに多く見込んだことに起因するものであるが、また反面特定財源の確保に一段の努力を要するとも言ひ得るわけである。更に不執行の内容を詳に検討すると、七千六百余万円の純県費の節約が内包せられており、此の額は県予算の他のいづれの費目の節約額にも見られない多額な数字である。換言すれば財政難のしわ寄せが著しく土木費に掩ひ被さつてきていることを意味するものであつて、土木施設不整備の声の高い現状からして特に道路、橋梁費及び河川

費等については慎重考慮すべきである。また事業繰越分一億四千余万円の三十年度実施については特段の努力を要するものと認めた。

なお工事の施工並びに事務の処理内容を検討するに未だ留意改善すべき点が少くないので今後適正効率的な執行運営に万全の措置を講ぜられるよう一層の努力を望む。

次に各所共通指摘事項は概ね左の通りである。

一 事業執行に当り、主務省より年度当初(一、四半期)において三億二千八百余万円の指令を受けているにも係わらず県財政の見透し困難のため工事施行の大半が年度後期に起工決裁となつてゐる実状であつて従来指摘している通り適期施行と認め難く就中港湾工事は季節天候に支配されることが多く、冬季風浪の關係でせつかくの予算、資材及び人的配置を了しながら着手できがたい実状も見受けられるので、これらの事業財源は早期に見透をつけ適期施工させるよう県当局は一層の配意と努力を望む。

二 道路、橋梁修繕費の予算的措置について配意すべき

である。

本年度道路、橋梁修繕費は二千八百二十万円を予算化しその執行額は、一千五百余万円であつて、このほか予算調整を行い他費目より四百余万円執行する等して、各所とも維持修繕に苦慮しているが、経費不足のため次表の通り予算外施越工事及び燃料、砂利購入等相当額の支払義務を生じている実状であつたことは妥当と

予 算 外 義 務 負 担 額 調 査

所 別	修繕費配当額	施 工 事		燃 料 費	砂 利	計
		箇所	実施額(請負)			
鳥 取 郡	三,五九九,三六九	二	六三三,六〇〇	—	三,七八三,〇〇〇	九,六四〇,〇〇〇
倉 家	一,六九〇,〇〇〇	—	—	—	一,六九〇,〇〇〇	一,六九〇,〇〇〇
米 子	四,六八三,七〇〇	一	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	一,三三三,〇〇〇
吉 家	二,七六三,〇〇〇	二	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	一,三三三,〇〇〇
雨 子	一,三三三,〇〇〇	—	—	—	—	一,三三三,〇〇〇
本 根	一,五三三,〇〇〇	—	—	—	—	一,五三三,〇〇〇
計	一五,一五六,八五九	一〇三	五,二〇〇,一〇〇	—	一,四八六,六三四	七,七三六,八五八

三 県下の国、県道の橋梁数二、一五三橋の中、永久橋は七七九橋で他は大部分木橋であるが、この中腐朽の

ため危険に類しているものが各所とも相当あるにも拘らず予算に制約され修繕補強は遅々とし已むなく交通

認め難い、主管当局はこれらの予算的措置についても充分実情調査の上配慮すべきものと認めた。なお各所とも道路手の集団作業等工夫していることは結構であるが、路面上のみに主力を注ぎ側溝の整備等については、一般に感心が薄いように見受けたので、道路手の指導についても充分留意されたい。

制限を行う等その場を過している実情である。特に危険橋梁の中には、僅かな古材をもつて応急修理でき得るものも見受けられたのでこれが維持管理について一層積極的努力するとともに主管当局においても更に根本的対策を講じ強力推進すべきものと認めた。

四 工事監督指導は一層留意し厳格に行うべきである。各所とも数多くの工事現場を擁しているが技術職員の不足等によつて工事現場の監督指導は徹底し難い面がある。また業者の選定については特に慎重を期すべきである。また監督員は一応業者から提出された工事工程表によつて監督しているが特に主要な工程水中、地中の埋没工事或いはコンクリート工事等の施工に際しては事前に請負業者から監督員に連絡せしめ現場監督は一層厳重にされたい。なお監督員の現場監督記録は不十分で中には記録のないものがあるがいずれも責任の

所在を明確にするため工事(監督)日誌を作成し励行させられたい。

五 技術職員の充実強化については毎回監査に指摘する処であるが一向これが対策も講ぜられていない。即ち職員の欠員不補充のまま、臨時的職員の採用等によつて現場指導監督等代行せしめている現状であつて、職員配置に各所の均衡を失っている嫌があるので主管当局は職員配置について事業量等を勘案し適宜の措置を講ずべきものと認めたので考究善処を望む。また年度中途における職員の人事異動については慎重を期すべきであるが、今回の異動によつて各種工事の精算事務が著しく遅延し中には工事経過の不明の所もあつたのでこの点、人事当局は留意すべきである。

なお各所別事業量並びに職員配置状況を見ると次の通りである。

区分	工事予算額	工事		現		計	一ヶ所平均金額	技術職員均工事数
		個所数	直営工事数	事務吏員	技術吏員			
鳥取	四八八、〇九〇	一六六	一七	四	一七	一九	一、三、七三三	二
郡家	一五、九四六、〇〇〇	二二	一四	三	一〇	二〇	一、〇、二三五	八
倉吉	一〇、〇六四、〇〇〇	二二	一六	四	一六	二二	一、〇、二三五	八
米子	一三、五九一、三三〇	二五	一七	二	一六	一七	一、五、七、〇五三	九
根雨	一三、〇四六、〇〇〇	一〇〇	一九	二	一〇	一七	七、五、八、八四三	一〇
東部	一三、〇四六、〇〇〇	一〇	三	二	四	一七	一、五、七、〇五三	九
工務所	一三、〇四六、〇〇〇	五	一	一	一	三	一、五、七、〇五三	九
合計	四八八、〇九〇	一六六	一七	四	一七	一九	一、三、七三三	二

六 直営工事施工に当つては特に考慮を要すべきものがある。即ち直営工事は、堅牢を主眼としているにも拘らず中には本旨を逸脱し単に事務費確保の手段として行われる向きもあることは厳に慎むべきである。また工事にかかる現場帳簿、書類、その他の事務的整理は毎回

監査に指摘しているにもかかわらず形式的処理の傾向がある。例えば、工事施工が遅れ年度経過したもの、措置或いは実質とかけ離れて整理しているもの等事務的整理については根本的に考究すべきである。なお直営工事施工に当つては実施計画(工事工程表)を樹立

備考 (一) 内は内数であり賃金支払者を示す

備考 (一) 内は内数であり賃金支払者を示す

し所長の承認を経て施工することが望ましい。

七 道路、堤塘、河川敷地等の占用許可について
民願許可関係の台帳整理が各所とも不備で適正を欠ぐものがある。例えば占用期限満了のまゝ放置しているもの、或いは無届占用のもの等事例も少くないので、台帳の整理に鋭意努力すると共に今後の取締を一層強化するよう留意を望む。なお河川産物等無許可採取する向もあるようであるが、前記取締とともに強力に推進し収入確保に努力されたい。

八 諸車用燃料費の捻出については公共事業費の運搬費その他の費目より充てる等各所共苦慮しているが、少くとも監督用車及び道路補修用グラダ、碎石機等の燃料費は一般経常費に計上措置するよう考慮せられたらう。

郡家土木出張所

昭和三十年七月六日 五
七 日 監査

監査委員 松本利治

監査概況

一 本年度工事は、橋梁架換工事(井古橋)を除くほか、概ね順調に進捗し完了しているが、八東川、河川改良工事(直管分)の精算事務が著しく遅れていたため、早期整理に努力されたい。

二 管内の道路、橋梁の維持管理については、僅少経費をもつて格段の努力を払っているものと認められた。特に各種工事残材料及び崩落土の活用或いは水防演習等に附随して、これを施工する等、創意工夫をこらし、その効率を挙げたことは結構である。

三 工事の施工ならびに設計監督について次の点留意されたい。

一 八東村皆原地内単県道路改良工事(請負額二十一万五千円)は、二十九年六月一日着工し、七月三十一日完成(竣工検査二九、八、五)となつているが工事は期限内に完了せず、また、手直を命じたため

同 大西節夫
同 近藤傳一

支払が著しく遅延していた。なおこれらに関する工事の延期願、或いは手直命令書等の書類もなく記録が明確でなかつた。

2 若桜町地内単県橋梁工事(三倉川橋)は五月二十五日着工し、七月二日設計変更(基礎工事)同七月二十五日完成しているが、その変更理由は、既に着工時より判明していたものと認められる。かかる設計変更は早期に処理すべきである。

四 経理出納その他事務の整理に当つて、次の点留意されたい。

1 直管工用原材料(主としてセメント、骨材等)及びその他一般の物品購入に対する購入向が形式的に行われ、すべて事後伺になつている關係上現物の納入検査が極めて、形式的に終つているので厳正を期すること。

2 道路、河川等の占用關係台帳を整備して置くこと。また、中には、調定洩れ調定期日の不適当のもの、或いは調定済等の記帳がないもの等散見されたので

所定手続を厳格にすること。

3 河川敷堤防敷及び軒担等の現況確認事務は不十分である。即ち使用期限満了によるもの、更新手続未完のもの、或いは申請書と台帳との不突合のもの等散見されたが、許認可申請が一部にとどまり無断使用も考えられるので実情調査の上取締を厳にし台帳整備すること。

4 設計書による石材並びに土砂の採取量と申請書との不突合のものがあつたので、河川産物採取申請については厳格に検定すること。

5 水防施設で郡家町門尾に県水防倉庫(六坪)を有し水防用備品及び消耗品を保管しているが、これら備品、消耗品等の管理、受払は、尙一層明確にして置くこと。

根雨土木出張所

昭和三十年七月十二日 十三日 監査

監査委員 山本四郎
同 近藤傳一

監査概況

一 本年度工事は一部を除き大体順調に施工しているが、中には、設計上考慮を要するものと思われるもの、或いは工事の施工粗雑のもの等がある。特に石見道路改良工事を一百五十万九千八百五十四円をもつて請負に付し(八月着工十二月二十八日完了)延長二二〇米改良していたが、施工後路面整備も悪く、拡張した路側が既に崩壊しているので設計並びに工事監督については、今後一層慎重を期せられたい。

二 直管工事の施行については冒頭に述べた通りであるが、特に、当所管内の直管工事箇所は、次に示す通り多いので職員配置の点からしても検討すべきである。ことに施工が粗雑に陥りまた、工事が著しく遅延し現在施工中のものもあつたのでこれらの点については事務の適正処理上考究すべきものと認めた。

直管工事施行箇所
砂防工事 一〇ヶ所 事業費 二千三百七十三万円
道路改良工事 二ヶ所 三百八十四万余円

二八災道路工事 一ヶ所 一百六十四万余円
二八災河川工事 二ヶ所 二百八十九万余円
重要幹線街路整備工事 三ヶ所 三百四十五万余円
単県道路改良工事 一ヶ所 七十万円

計 一九ヶ所 三千五百一万余円
二 道路橋梁修繕事業で施越工事を行い相当額の予算外義務を負っていたことは当を得ない。施越工事については仮契約のみで台帳も作成していないなお、このほか、燃料、砂利等諸材料も義務を負っていたようであるが、これらの根拠となる検収、使用、受払等その経過も不明であつたので調査上明確にし、主管当局においても予算的配慮についても善処されたい。

四 砂防事業は十二箇所(二四、八二八千余円)内請負工事二箇所(一、〇九四千円)であつて直管施行を主眼としているが、財源の関係で年度末期に請負に附し、事業繰越しているが工事の計画的施行に一層留意されたい。
なお直管諸帳簿の整理に当つて基礎となる資料整備が

不十分であつた。

五 請負工事に対する指導監督の記録は厳重に明記して置くべきである。即ち監督設計書には資材検査のみで何等記録していないが、別途工事日誌簿を携帯せしめ、そのつ度指摘並びに検査事項についても最大洩らさず記入し請負施行工事の進捗状況を明確にすることが肝要である。

六 経理出納その他の事務について次の点留意されたい。
1 道路損傷負担金の収納整理は不振である。特に二十三年調定の大口分は未だ未收で、この中、相当額を時効完成で欠損処分している。未收金整理に一層努力すること。

2 使用料の調定洩れ調定額及び調定期日の不適当のもの、収入日をもつて調定期日としているもの等があつた。

3 道路河川等の台帳整備及び軒担占用並びに産物採取等の申請に係る事務処理は不充分である。また、諸台帳の書かえを行っているが、旧台帳と不突合で

あつたので再調査すること。

4 直管工事使用のセメント空袋は厳格に回収すること。

幡郷県管発電所 昭和三十年七月十三日監査
監査委員 山本 四郎
同 近藤 傳 一

監査概況
一 当所は発電操業開始以来概ね順調に運転し、二十九年年度において計画発電量一五、九一五KWHに対し、一七、三一四KWHの実績を挙げ、初期の目的を達成しつつあることは結構である。しかしながら建設時の工事粗雑のため、水路の一部が欠壊し一時運転休止し、一百八十二万八千円の復旧費を費しているが、操業開始後かかる事態が発生したことは、遺憾であつた。

二 電気事業について昭和二十九年四月より地方自治法第二百四十四条第二項により、議会の指定を受けた関係で、公営企業法及び電気事業法による会計制度を準

用し事務を処理し、経営状況を明確にしているが、財務諸表審査の際事務的事項については、指摘したように現在の処官庁会計との調整が複雑であるので、事務処理について考究された。

境 港 務 所

昭和三十年七月十三日監査

監査委員 松本 利治

同 大西 節夫

監査概況

一 港湾管理については、当所が所管しているが、所長は米子土木出張所長の兼務であり、専任職員も少く臨時職員を配属して緊急失業対策事業を行はしめる等人的及び予算的に考究の余地が多い。

二 港務施設の管理について復旧費予算措置が必要である。すなわち、現在境海陸運送株式会社に貸与中の三

号上屋は、颶風の被害を受け屋根は全面的に破損し壁面損壊も甚しい。このため使用料は減免しているが財産管理上及び施設活用上、速やかに修理すべきものと認められた。

三 船舶給水については、貯水タンクを設け自動送水するよう考究を促したが、何等措置していない。給水の

つど水源に電話連絡し、送水、停水、を命じている実情は、能率的と認め難い。殊に夜間給水の場合を考慮し、早急に対策を講ずべきである。

また現在の給水栓四ヶ所では給水需要に不便を感じる実情であるので一ヶ所増設の必要がある。

四 給水使用料及び岸壁使用料については、現行規程(給水料は一トン当り八時より十七時まで五十円、十七時より二十二時まで六十円、二十二時より八時まで六十五円、岸壁使用料は一トン当り二十四時間以内一円)により徴収しているが、運用上能率的でなく、また使用者との間に時間的紛争を生ずる等のもあるので簡明化することが効率的と思はれるので、考究されたい。

五 諸施設及び營造物に対する台帳、図面の整備方を指摘要望したが、本年度概ね整備していた。

六 所員に対する制服貸処の規定は死文化しているの、検討の上善処された。

七 経理その他事務につき次の点留意されたい。

境戦災復興事業に伴う過年度納付金等未收整理に努力すること。

米子土木出張所

昭和三十年七月十四日監査

監査委員 松本 利治

同 大西 節夫

監査概況

一 本年度各種工事の完遂については、鋭意努力しているものと認められたが、次の点特に留意されたい。

1 県道米子—大山線(尾高橋)橋梁架換工事は、昭和二十八年の繰越工事なるにもかかわらず、年度内に完成しなかつたことは遺憾である。家屋移転未完了のため遅延している現状につき早急善処された。

5.

2 二級国道、岡山、松江線踏切除却工事は、用地買収家屋移転、その他補償問題の解決が緊要と認めるので極力折衝に努め早期完成を期すること。

3 宇田川筋局部改良工事(一百九十七万余円)は一部、部分請負し施工しているが、家屋移転補償金六万余円は不執行となつている。これが移転の成否は勢い、工事施行に影響するのでその促進について努力されたい。

二 本年度より緊急就労対策事業が実施され、当管内は国道九号線道路改築工事五百五十五万余円をもつて請負施工し、また、県道米子、石見、新見線道路拡張改良工事は工費二百万円をもつて機動力を用い、直営施工し、能率的と認められたが、家屋移転補償費等の予算計上が困難なため、現段階としては、局部改良に終つている。今後は道路改良事業と合併施行する等総合的推進についても努力し、一層の事業効果を期するよう当局は考究措置されたい。

三 河川局部改良工事中、法勝寺川は二百七万余円の予算で、昭和三十年三月十日着手したものであるが、部分請負額一百八十五万円に対する前金払三十万円と事務費十一万円の支出をしたのみで、一百六十六万余円を繰越し、精進川は二百七万余円の予算で三月十四日着手し、四十万円前金払と十一万円の事務費支出のほか、一百五十六万余円を繰越ししているが、これらは考究すべきである。

四 経理その他の事務につき次の点留意されたい。

- 1 家屋貸付料収入未済については、保証人より徴収する等して収納整理に努めているがなお未収額があるので整理すること。
- 2 直営工事に使用する原材料の受払検収が形式的にながれ、事後になされているものが相当にあるので、現場へ交付する場合は交付簿を作つて責任を明確にするよう措置すること。
- 3 工事台帳及び関係書類に工事箇所の記事洩れのもの、または、未整理のものがあるので明確に処理す

ること。

4 道路、河川、占用等で許可期間満了のものが相当あるので早期に更新手続させること。

5 緊急就労対策事業賃金を労務者の委任受領により一括支払しているが賃金は個々の労務者に直接支払うべきである。

倉吉土木出張所

昭和三十年七月十九日
二十日 監査

監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤傳一

監査概況

一 本年度工事は一部を除く他は概ね順調に進捗し完了しているが工事の設計、施工監督について一層厳格を期すべきものがある。即ち、完成工事の粗雑のもの或いは、完了箇所が既に崩壊しているもの(例えば倉吉—江府線県道改良工事)等があつたので今後慎重を期

するとともに、更に業者の選定等についても留意すべきである。なお工事の記録が形式的に流れ、中には実際と相違する点も見受けられたので責任を明確にするため工事日誌を厳重に記録させられたい。

二 泊村地内国道九号線道路改良工事は用地買収及び地上物件移転の促進に鋭意努力しているが、次年度以降の工事にも支障を来たさないように関係者から買収及び移転に対する承諾書、誓約書徴取等事務の整備について特に留意し遺漏のないようされたい。

三 道路、橋梁維持管理について一層創意工夫をこらし努力されたい。本年度修繕費の配当額は四百六十八万余円で、このほか他事業費より一百十八万余円を充当し、主要線の維持管理に苦慮していたが、古材の活用、山腹崩壊土の利用、或いは道路手の集団作業等一層の創意工夫を考究されたい。

なおお所でも施設工事材料購入費等予算外義務負担を生じているので予算的配慮について善処を望む。

四 赤碓港の改修工事(予算額六百八十五万三千円)を

直営工事として処理しているが、この直営部分は方塊の製作(二百九十二万一千七百七十八円)のみにして基礎工事並びに据付工事等は(総額二百四十万三千九百九十九円)下請に付している。工事の重要性から施工監督については一層厳格に行うべきである。即ち工事完了とともに一応の精算事務は終つていたが、形式的処理に陥つている傾向にあつたので施行中の監督については一層厳格にしその記録は明確にして置くべきである。また方塊製作に使用する型枠(二二三箇)は下請業者と随意契約により損料(五十七万円)を支払つていたが、材料購入し直営で作成することが望ましい。なお方塊製作に使用するセメント、砂利、玉石等原材料の受払が明確でなかつたので留意されたい。

五 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

1 河川、道路占用許可等の適確なる処理については毎回監査時に指摘しているが、許可期間満了のものが相当あるので速やかに許可更新をとり整理するこ

と。また、昭和二十九年三月三十一日をもつて期間満了のもので引続き使用中のものが十二件あり調定洩れとなつてゐる。整理の上財源確保に努力すること。

2 セメント空袋の回収及び不用品の処分状況等は記録を明確にすること。

3 各使用料並びに河川産物、その他のものが相当額未収となつてゐるので財源確保の見地からなお一層収納に努力すること。

4 砂利購入量と材料受払簿が不突合であつたので明確にして置くこと。

なお予算外義務を負つて購入した砂利の受払についても明確にして置くこと。

鳥取土木出張所 昭和三十年七月二十五日 監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤傳一

同 大西節夫

監査概況

一 本年度道路改良及び河川改良等主要工事の多くを翌年度繰越してゐる実情である。このことについては、すでに冒頭に述べた通りであるが、長期計画事業の遂行は重点的早期施工を図るべきであるにもかかわらず、県の財政事情の制約によつて起工がおくれ、年度内未完成を余儀なくしてゐるのは考究すべきである。

二 直営工事の施工について特に現場事務の適正処理に留意し、諸記録の整備を励行せしめられたい。また工

事用材料等の購入に当つては、監督員に限り処理し事後手続に陥ることのないよう今後は、あらかじめ経伺の上処理すべきである。なお施工計画或いは工程表の作製を義務づけ、綿密な計画のもとに事業を経済的に遂行するよう留意を望む。

三 道路橋梁修繕費予算が少く、予算外急施工事の精算に苦慮してゐる。このため道路手の集団作業によつて、小破修繕工事等は処理してゐるが、反面担当路線の維

持に支障を生ずる結果となり、万全と認め難いので、当局の対策を促した。

四 国道九号線(福部村細川)の道路改良工事を(延長二二〇メートル)直営施工としてゐるが、監査時にあつて未精算であつたので速やかに精算されたい。また緊急就労の賃金を労務者が委任受領として一括支払になつてゐるが、かかる賃金は直接個々の労務者に支払うよう措置すべきである。

五 河川敷の無断使用者及び河川産物無許可採取者を一斉調査をなし相当数を摘発してゐるが、その後の事後整理を厳正処理されたい。

六 経理出納その他の事務につき次の点留意されたい。

1 河川関係において調定洩れがあるので、速やかに追加調定をなし収納に努力すること。

2 道路占用料の未収額が二十一万二千余円あるが、かかる大口滞納理由が不明確である。早期に収納するよう努力すること。

3 工事材料検査は形式的とならぬよう適確に実施す

ること。

東部港湾修築事務所 昭和三十年七月二十七日 監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤傳一

監査概況

一 本年度工事は、網代漁港修築工事及び田後港改築工事のほか各年災害復旧工事一〇ヶ所を施工してゐたが、災害復旧工事は、一般に施工時期が遅延し勝であつて、大部分は冬期波浪の關係上、漸く年度内に完了してゐた。特に港湾工事は、天候に支配され、冬期間着手できない実情であるので、主管当局はこれらの調整について充分留意されたい。

二 田後港第一防波堤復旧工事(二九災)は、予算の關係で、分割施工し、第一回は昭和三十年二月二日、第二回は二月十日に夫々着工し、四月二日検査要求をし

ていたが、特に施工技術を要する工事の監督については一層厳にされた。

三 網代港南防波堤復旧工事(二六災)の請負工事工程表の査定に当つては、設計書と対照のもとに厳格を期し、最も効率的、合理的に進捗し得るよう配意し計画執行の一指標とすることが肝要と認められた。すなはち、工程表の査定は形式的であり、全体計画より見て、均衡を失しているもの、或いは工事量、日数等勘案して適切でないもの等見受けられ、完成遅延の一因となつていたので今後各種工事の施工について綿密に検討し、工事進捗の万全を期すべきである。

四 網代港漁港修築工事(一千万円)は直営形式をとり、この中防波堤捨石及び方塊据付工事(一百万四千八百六十八万円)をそれぞれ部分請負に付していたが、工事の施工監督について留意すべきものがある。例えば防波堤捨石、方塊据付工事を二十九年七月十四日着工し、十一月十日完了する契約のところ、業者の関係

上工事が遅れ、一応十二月十六日現地完了したことになるが冬期風浪によつて被覆捨石の崩壊移動、方塊位置の変動等施工箇所の手直を命じたため、工事は更に相当遅延し漸く三月完了している。また、捨石等の材料検収及び海中工事の中間検査等、徹底を欠く点もあつたので、特に海中工事における監督、検査については厳重にされた。

五 県有財産(船舶)は損傷が激甚であるにも拘らず、これが維持修繕費は僅少であり、その管理の万全は期せられない実情である。六十屯台船は評価格、その他を勘案し、昭和二十七年より全々修理していない関係上使用不能の状況にあるので、機関士一、運転士一を常備し、運転を兼ね常時手入を爲さしむる等、これが適当なる措置対策について考究されたい。

六 経理その他の事務につき次の点留意されたい。
一 一般会計歳入において、不用品売却代金一万一千八百五十六円収入となつているが、これは屑鉄売却代のみで、セメント一万五百五十八袋購入してあり

ながら、空袋は倉庫保管しているので売却処分すること。
二 セメント受払傳票は日計表、受払簿等と一致するよう保管すること。

鳥取火災復興事務所 昭和三十年七月二十九日監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 大西節夫
同 近藤伝一

調査概況

一 鳥取火災復興事業全体計画の推進については、事業の進捗にかんがみ、事業費の再検討を行い関係各所に陳情した結果増額が認められたようであつて、都市計画完遂のため真に喜ばしい。本年度事業の中、県営分は補償関係の一部を除き概ね順調に施行していたが、鳥取市委託施行分については、種々隘路が多い模様であつて憂慮されるので、知事は施行責任者として強力

に促進の方途を講ずべきものと認められた。

二 本年度家屋移転及び墓地移転補償額は四千五百九万余円のところ事業の未完了に伴い家屋関係一千五百万円(県直接支払分)墓地関係八百六十二万余円(市委託分)を三十年度へ繰越している。中でも繰越しとなつた墓地移転については、事業全部を市に委託しているのであるが、現在移転中のものを除き三ヶ所(一、〇六八基数で移転費六百二十二万七千七百円)は監査時においても移転手続が完了していないので当所としても、これが鋭意促進中なるも県当局の適確な措置を望む。

三 事業の完成期をひかえ本年度すでに精算準備資料の調整にとりかかつていたのは当を得た措置であるが、個人の権利関係については、特に慎重を期し、適正綿密なる調査を遂げ遺漏のないよう留意されたい。なお旧鳥取市駅前土地区劃整理事業(市施行)は鳥取市大火災に伴い本事業の施行区域に編入され、継承することになつてはいるが、過去の換地清算が未了のようであ

り、将来本事業の精算に根本的支障をきたす虞がある
ので、県当局は市長に対し速やかに整理するよう強く
要求されたい。

四 替費地の仮使用料は従来歳計外現金として出納長が
保管していたが、本年度は払下予約手続完了分はすべ
て歳入金として雑収入に収納しているも事務整理に不
備な点が一部見受けられたので精算の際明確を欠くこ
とのないよう照合の上遺漏のないよう整理されたい。

五 水路三号其の一水路築造工事は諸種の事情により地
区外変更のやむなきに至つており、監査時においても
移転問題が解決つかず、未完成となつてゐるのは遺憾
である早急に善処されたい。

六 経理出納事務について、過年度調定分建物強制移転
弁償金が引続き未収となつてゐるので、弁償金の性質
上これが収納に一層努力すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所

印

刷

所 縣